

半田市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員 派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、当該高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その住宅生活を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「高齢者世話付住宅」とは、次に掲げる住宅のうち、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の入居者に対し、高齢者に配慮した構造設備を有し、かつ、生活援助員によるサービスを提供することができる住宅をいう。

名称	位置
愛知県営乙川住宅	半田市乙川新町一丁目4番地

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業の運営は、隣・近接にある社会福祉法人等に委託するものとする。

（サービスの内容）

第4条 生活援助員の行うサービスは、次に掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

- (1) 生活指導・相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関との連絡
- (6) その他日常生活上必要な援助

（費用）

第5条 入居者に対する生活援助員派遣に要する費用は、無料とする。

（生活援助員の身分等）

第6条 生活援助員は、第3条で委託する社会福祉法人等の職員とする。

2 生活援助員の勤務時間は、市長が別に定めるものとする。

（関連事業及び関係機関等との連携）

第7条 この事業の運営にあたっては、必要に応じ、半田市在宅高齢者ホームヘルパー派遣事業その他の在宅福祉に関する諸事業及び老人保健に関する諸事業との連携を図り実施するものとする。

2 半田市及び生活援助員は、民生委員及び高齢者世話付住宅の供給主体等の関係機関との連携を密にし、事業の円滑な実施を図るものとする。

(協定の締結)

第8条 半田市と高齢者世話付住宅の供給主体とは、事業の円滑な実施を図るため協定を別に締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。